確認書（水銀廃棄物）

平成　　年　　月　　日

千葉県知事　　　　　　　　　　　様

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | | 住所 |  |  |
|  | | 氏名 |  |  |
|  | （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） | | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新規許可 | の申請にあたり、 | |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29 年環境省令第10 号）に基づき、産業廃棄物における水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等について、許可証に明記することが必要となったことから、次のとおり（１又は２を○で囲む）であることを確認します。 | | |
| １　水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等は取り扱いません。 | |  |
| ２　平成29年10月1日以降は、下表のとおり取扱います。 | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取扱いの有無 | 水 銀 廃 棄 物 | | 産業廃棄物の品目（該当する品目に○を付けてください。これ以外の品目の場合はその他に記入しください。） |
|  |  | 水銀使用製品  産業廃棄物 | 金属くず 　　ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず  廃プラスチック類　　　汚泥　　　廃酸　　　廃アルカリ  （上記以外の品目：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  |  | 水銀含有ばいじん等 | 燃え殻　　　汚泥　　　 鉱さい　　　ばいじん  廃酸　　　廃アルカリ |
| 備考  ２に○を付けた場合は、添付書類として、様式１（その１）から（その４）及び様式２に記載の上、提出してください。 | | | |